第明治三二十種五郵年三月物三十一可日

1　平成29年3月1日　水曜日　官　報　（号外第41号）（3分冊の1）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕

諸事項

裁判所
会社更生関係　一

公　告

諸　事　項

更生計画認可

平成２７年（ミ）第２号

パナマ共和国パナマ市オバリオ、サミュエル・ルイス・アベニュー58番通りＡＤＲビル13階気付、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　ラムス・ウッド・チップ・キャリア・エス・エイ

1　決定年月日　平成29年１月31日

2　主文　本件更生計画を認可する。

3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

4　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針及び骨子

第１節　更生計画の基本方針（省略）

第２節　更生計画の骨子

1　スポンサー契約に基づく支援

管財人は、平成28年11月21日、東京地方裁判所（以下「裁判所」という。）の許可を得て、リベラ株式会社（以下「リベラ」という。）との間でスポンサー契約を締結した。更生会社は、リベラの支援を得て船主業を継続し、現状の傭船契約（以下「現行傭船契約」という。）を維持継続して安定した傭船料収入を確保し、原則として傭船期間終了後に更生会社が保有する船舶（船舶名ダイナ・ボイジャー（DYNA VOYAGER）、船種ウッドチップ船、船籍パナマ共和国。以下「本件船舶」という。）を売却することを予定している。この傭船料収入及び本件船舶の売却代金等を原資として、更生債権等に対する弁済を行う。

2　更生担保権

本件船舶に係る担保権については、担保の目的である本件船舶を売却処分し、その売却代金から売却に要する諸経費等を控除した金額を、権利変更前の更生担保権の額に従い弁済する。

3　一般更生債権

一般更生債権は、傭船料収入、保有する現預金、更生協力金等から共益債権相当額を控除した後の残額を弁済原資とし、確定更生債権額に応じて按分のうえ弁済する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）　875,628,600円

（債権者数）　１名

第２　権利の変更及び弁済方法

1　弁済方法の基本方針（省略）

2　本件船舶の売却

⑴　原則

管財人は、現行傭船契約終了後、裁判所の許可を得て、本件船舶を売却する。管財人は、本件船舶の売却にあたり、広く買主候補を募り適正な競争環境を確保して売却価格が公正・妥当なものとなるよう売却手続を進めるべく、原則として、株式会社新生銀行（以下「フィナンシャル・アドバイザー」という。）及び（又は）ブローカー数社に買主候補の探索を依頼し、かつ、入札形式により本件船舶を売却する。ただし、管財人は、売却価格の公正性・妥当性が確保できると管財人において判断した場合には、裁判所の許可を得て、入札形式以外の相当な方法により本件船舶を売却することができる。なお、管財人が本件船舶を売却するときの条件は、原則として、検船時の現状有姿による売買とし、売主である管財人は瑕疵担保責任を一切負わない。

管財人は、本件船舶を売却するに当たり、本件船舶の更生担保権者（以下「船舶更生担保権者」という。）の同意を得る。

⑵　現行傭船契約の更新等の場合の措置

管財人は、船舶更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、現行傭船契約の更新又は同一当事者間での新規傭船契約の締結をすることができる（以下、「更新等」といい、更新等された契約を「更新等傭船契約」という。）。管財人が現行傭船契約を更新等したときは、前記⑴の定めに基づく売却は、更新等傭船契約終了時の本件船舶の売却に準用し、それ以後の更新等傭船契約についても同様とする。

ただし、更新等傭船契約の契約期間にかかわらず、更生計画認可決定日から18年が経過したときも、前記⑴に基づき売却をする。

⑶　現行傭船契約継続中に行う売却の特則

管財人は、船舶更生担保権者及び傭船者の同意を得て、現行傭船契約又は更新等傭船契約の継続中に本件船舶を売却することができる。傭船契約の継続中に本件船舶を売却する場合も、前記⑴の定めに従うものとする。

3　諸経費及び更生協力金

管財人は、本件船舶を売却したときは、本件船舶の売却代金（以下「本件売却代金」という。）から、本件船舶の売却に必要となる諸経費及び更生協力金（以下「諸経費及び更生協力金」という。）を控除した残金（以下「売却手取額」という。）を弁済する。

売却手取額を算出するに際して、本件売却代金から控除する諸経費及び更生協力金は、以下のとおりとする。更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。